

学 則

かなざわ食マネジメント専門職大学

かなざわ食マネジメント専門職大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 かなざわ食マネジメント専門職大学(以下「本学」という。)は、実践的な職業教育、研究及び社会貢献に対する産業界・地域等の要請にこたえるため、深く専門の学芸を教授研究するとともに、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力が展開できる高度な職業人の養成並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検評価及び組織的な研修・研究等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)を行うとともに授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

2 自己点検評価及び組織的な研修・研究等に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他によって、積極的に情報を提供するものとする。

2 情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

第1節 教育研究組織

(学部及び学科)

第4条 本学に、次に掲げる学部及び学科を置く。

フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科

2 学部及び学科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 収容定員 |
|-----------------|-----------------|------|------|
| フードサービスマネジメント学部 | フードサービスマネジメント学科 | 40名 | 160名 |

(学部及び学科の目的等)

第5条 学部及び学科に係る人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、次のとおりとする。

フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科

企業経営を理解し、チェーン企業の店舗マネジャーを担う能力と、将来的にフードサービス企業において経営の中核を担える基盤を持つ人材を養成することを目的とする。

第2節 職員等

(学長及び副学長)

第6条 本学に、学長を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

(学部長等)

第7条 第4条に定める学部及び学科に、それぞれ学部長及び学科長を置く。

2 学部長は、学科長を兼ねることができる。

(教員)

第8条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)を置く。

(事務職員等)

第9条 本学に、事務職員、技術職員その他の職員(以下「事務職員等」という。)を置く。

(名誉教授、客員教授等)

第10条 本学の学長、副学長又は教授として勤務した者に、名誉教授の称号を付与することができる。

2 本学の常時勤務の教員以外の職員に、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

第3節 教育課程連携協議会

(教育課程連携協議会)

第11条 本学並びに産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施等に関する事項を審議する機関として、教育課程連携協議会を置く。

2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 会議及び委員会

(運営会議)

第12条 学長の補佐体制として、学長の諮問に応じて理事会と大学教学・事務との意見調整を図るために運営会議を置く。

2 運営会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 学部の教育及び研究に関する重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第14条 本学に、大学運営に必要な委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 事務組織

(事務局)

第15条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生

第1節 学年等及び休業日

(学年等)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日にも登学を課することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 別に定める夏季休業、冬季休業及び春季休業

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 在学年限は、8年とする。

第3節 入学

(入学時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者

(3) 専修学校の高等課程(修学年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、所定の出願書類に別表第一に定める検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第 23 条 前条の入学を志願する者については、選抜を行う。

2 入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 24 条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別表第一に定める入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、入学料に代えてその免除又は徴収猶予の申請書を提出しなければならない。

2 学長は、入学の手続を完了した者(入学料に関しては、その免除又は徴収猶予の申請書を受理された者を含む。)に、入学を許可する。

(編入学・転入学等)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者で本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、教授会の議を経て学長が相当年次への入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者(学校教育法第 104 条第 4 項に定める独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学位を授与された者を含む)又は大学に 1 年以上在学し所定の単位を修得した者。

(2) 短期大学を卒業した者又は短期大学に 1 年以上在学し所定の単位を修得した者。

(3) 高等専門学校を卒業した者。

(4) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者。

(5) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者。

(6) 前各号と同等以上の学力又は実務経験があると認められた者。

2 前条の規程は第 1 項の規程により入学する場合に準用する。

3 編入学・転入学等に関する事項は、別に定める。

第 4 節 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第 26 条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 学部及び学科は、授業科目の内容、教育課程の構成等について、当該学部及び学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、第 11 条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程の編成方法等)

第 27 条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 教育課程については、別表第二のとおりとする。

(授業科目及び履修方法等)

第 28 条 授業科目として、次の各号に掲げる科目を開設する。

(1) 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

(2) 職業専門科目(学部及び学科に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)

(3) 展開科目(学部及び学科に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)

(4) 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)

2 授業科目の履修に関する事項については、かなざわ食マネジメント専門職大学履修規程において別に定める。

(単位の計算方法)

第 29 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第 30 条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用し、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関して必要な事項は別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第 32 条 学部及び学科は、学生に対し、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 授業科目の成績評価については、S(100点から90点)、A(89点から80点)、B(79点から70点)、C(69点から60点)、D(59点以下)とし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(他の大学等又は短期大学等における授業科目の履修等)

第 33 条 学生は、学長の許可を得て、本学が定める他の大学等又は短期大学等において、当該大学等又は短期大学等の所定の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目についての修得した単位は、学部の定めるところに基づき、合計 60 単位を超えない範囲で、これを本学の単位として認定する。

3 前項の規定は、留学及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学等以外の教育施設等における学修)

第 34 条 本学が教育上有益と認めるときは、短期大学等又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学の単位として認定する単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 35 条 学生が職業を有している等の事情により、当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 節 卒業

(卒業時期)

第 36 条 卒業の時期は、本学の定める卒業要件を満たした者は 4 年の学期の最終日を卒業日とし、そうでない者は卒業要件を満たした学期の最終日を卒業日とする。

(卒業要件)

第 37 条 本学に 4 年以上在学し、学部の定める授業科目を履修し、131 単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ 20 単位以上、職業専門科目に係る 87 単位以上並びに総合科目に係る 4 単位以上を含む。)で学部の定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 38 条 本学を卒業した者には、以下の学位を授与する。

| 学 部 | 学 科 | 学 位 |
|---------------------|---------------------|--------------------------|
| フードサービスマネジメント 学部 | フードサービスマネジメント 学科 | フードサービスマネジメント 学士（専門職） |

第6節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第39条 疾病又はその他の事由により、1月以上修学を中止しようとする者は、学長に届け出て、休学することができる。

2 前項に定める休学のほか、学長は、疾病のため修学に適しないと認められる者に対しては、休学を命じ、又は登学を停止させることができる。

3 休学の期間は、休学の開始日から、その年次の各学期又は学年の終わりまでとする。ただし、前項の休学の期間は、この限りでない。

4 休学期間は、在学年限に算入しない。

5 休学期間は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の休学の期間は、この限りでない。

(復学)

第40条 休学期間中に復学しようとする者(前条第2項により休学を命じられた者を除く。)は、事由を記し、学長に届け出るものとする。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学)

第41条 他の大学等へ転学を志願する者(懲戒対象行為を行った者は除く。)は、所定の願書に志望の大学等、学部、学科及び志望の事由を記し、学長に届け出るものとする。

(留学)

第42条 学生は、外国の大学等で学修するため、学長に届け出て、留学することができる。

2 前項の留学期間は、修業年限に含まれるものとする。

(退学)

第43条 退学しようとする者は、事由を記し、学長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒対象行為を行った者が当該処分の決定前に退学を届け出た場合等、特別の事由がある場合については、別に定めるところにより学長は当該届出を受理しないことがある。

(除籍)

第44条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、これを除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 第18条に定める在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (4) 疾病その他の事由により、第39条第5項に定める休学期間を超えてもなお成業の見込みがないと認められる者。ただし、同条第2項に定める休学は、この限りでない。

第7節 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、本学在学中の学業の成績、課外活動等の成績に優れた者又は本学の名誉を著しく高めたと認められる者に対して、卒業時又はその都度、表彰を行うことができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第46条 学長は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した行為をなしたときは、教授会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 検定料、入学料及び授業料等

(検定料及び入学料の不返付)

第47条 既納の検定料及び入学料は、返付しない。

(入学料の免除又は徴収猶予)

第48条 学長は、特別の事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、入学料を免除し又は徴収猶予することができる。

2 入学料の免除又は徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第49条 入学を許可された者は、所定の期日までに、別表第一に定める授業料及び教育充実費(以下「授業料等」という。)を納付しなければならない。

(授業料等の不返付)

第50条 既納の授業料等は、返付しない。ただし、学期の始まる前に入学を辞退する旨の申し出があった場合には、当該授業料等は、返付する。

2 休学又は退学した学期に係る授業料等は、第55条又は第56条の定めるところにより、当該授業料等の全額又は一部を返付することがある。

(授業料等の徴収方法等)

第51条 各年度に係る授業料等は、3月に徴収するものとし、納付期限は当月末日とする。ただし、授業料の徴収は、前期及び後期に区分して行うものとし、それぞれの学期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料のうち、後期分については9月に徴収するものとし、納付期限は当月末日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生から申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

(授業料の免除、月割分納及び徴収猶予)

第52条 学長は、授業料の支弁が困難な学生に対しては、授業料を免除し、又は月割分納若し

くは徴収猶予を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認める学生に対しては、授業料を免除することができる。
- 3 授業料の免除又は月割分納若しくは徴収猶予(以下「免除等」という。)は、各期ごとにこれを認める。
- 4 授業料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

(免除等の取消し)

第 53 条 授業料の免除等を認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、免除等を取り消すことができる。

- (1) 申請に係る事由が消滅したと認められるとき。
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したとき。
- (3) 第 46 条の規定により懲戒を受けたとき。

(免除等の取消しの場合の授業料)

第 54 条 前条第 1 号の規定に該当し授業料の免除を取り消されたときのその期の授業料は、その月分から月割額(年額の 12 分の 1)により、免除を取り消された日の属する月に徴収する。

2 前条第 2 号及び第 3 号の規定に該当し免除等を取り消されたときは、免除等に係る授業料の全額をその月に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第 55 条 学期の始めから休学した場合には、既納の授業料を返付する。

2 学期の途中から休学した場合には、当該学期の授業料は徴収する。

3 前期の始めから復学する場合にあっては 3 月、後期の始めから復学する場合にあっては 9 月に授業料を徴収するものとし、納付期限はそれぞれ当該月末日とする。

(退学及び停学中の場合の授業料等)

第 56 条 学期の始まる前に退学した場合には、既納の授業料等を返付する。

2 学期の途中で退学した場合には、既納の授業料等は返付しない。ただし、第 49 条第 3 項に基づき当該年度の授業料を既納している場合には、当該学期の授業料は徴収する。

3 停学中の授業料等は徴収する。

(死亡等の場合の授業料)

第 57 条 死亡又は行方不明により除籍した場合には、未納の授業料等の全額を免除することができる。

第 4 章 雑則

(学則の改廃)

第 58 条 本学則の改廃に当たっては、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和3年度入学者に係る出願、選抜及び入学手続き並びに検定料、入学料及び授業料等については、前項の規定にかかわらず、本学則を準用し施行する。
- 3 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第一

検定料、入学料及び授業料等の額（円）

| | 費 目 | 納 付 額 | | |
|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| | | 前 期 | 後 期 | 合計（年額） |
| 出 願 時 | 検 定 料 | 30,000 | | 30,000 |
| 1 年 次 | 入 学 料 | 200,000 | | 200,000 |
| | 授 業 料 | 350,000 | 350,000 | 700,000 |
| | 教 育 充 実 費 | 300,000 | | 300,000 |
| | 小 計 | 850,000 | 350,000 | 1,200,000 |
| 2 年 次 以 降 | 授 業 料 | 350,000 | 350,000 | 700,000 |
| | 教 育 充 実 費 | 300,000 | | 300,000 |
| | 小 計 | 650,000 | 350,000 | 1,000,000 |

備考

- 1 その他教材費、実習費、学生生活援助費（保険代）、学友会費及び同窓会費を、別途徴収する。

別表第二

教育課程

| 科目 区分 | 授業科目の名称 | 配当年 次 | 単位数 | | |
|----------|-------------|----------|--------|--------|--------|
| | | | 必 修 | 選 択 | 自 由 |
| 基礎科目 | アカデミックリテラシー | 1 前 | 2 | | |
| | キャリアデザイン | 1 前 | 2 | | |
| | 統計基礎 | 1 前 | 2 | | |
| | コミュニケーション論 | 1 後 | | 2 | |
| | プレゼンテーション論 | 2 前 | | 2 | |
| | ネットワーク基礎論 | 2 前 | | 2 | |
| | セキュリティ基礎論 | 2 後 | | 2 | |
| | 情報リテラシーⅠ | 1 前 | 2 | | |
| | 情報リテラシーⅡ | 2 前 | 2 | | |
| | 英語Ⅰ | 1 前 | 2 | | |
| | 英語Ⅱ | 1 後 | 2 | | |
| | 英語Ⅲ | 2 前 | | 2 | |
| | 小計（12科目） | | — | 14 | 10 |

| | | | | | | |
|---------------|------------------|-----------------|-----|---|---|--|
| 職業専門科目 | 基盤科目群 | 経営学概論 | 1 前 | 2 | | |
| | | 経済学概論 | 1 前 | 1 | | |
| | | 簿記論 | 1 前 | 2 | | |
| | | 経営管理論 | 1 後 | 2 | | |
| | | マーケティング論 | 1 後 | 2 | | |
| | | 会計学 | 1 後 | 2 | | |
| | | 原価計算論 | 1 後 | 2 | | |
| | | 法学概論 | 1 前 | 2 | | |
| | | 労務管理と法 | 1 後 | 2 | | |
| | | グローバル経営論 | 2 前 | 2 | | |
| | | 企業システム論 | 2 前 | 2 | | |
| | | 人的資源管理 | 3 後 | 2 | | |
| | フードサービスマネジメント科目群 | フードサービス組織論 | 2 前 | 2 | | |
| | | フードサービス戦略論 | 3 前 | | 1 | |
| | | 企業の社会的責任 | 2 後 | | 2 | |
| | | プロモーション論 | 2 後 | | 1 | |
| | | 食品流通論 | 2 後 | | 1 | |
| | | フードサービスマーケティング論 | 2 前 | 2 | | |
| | | マーケティングリサーチ実習 | 2 後 | 4 | | |
| | | 事業・商品開発論 | 3 前 | 2 | | |
| | | プランニング実習 | 3 後 | 4 | | |
| | | 店舗管理システム論 | 3 前 | | 2 | |
| | | 顧客管理システム | 3 後 | | 2 | |
| | | 店舗政策・立地論 | 3 前 | | 2 | |
| | | 立地分析演習 | 3 後 | | 2 | |
| | | 消費者行動論 | 3 後 | | 1 | |
| | | フードサービス経営分析 | 3 通 | 4 | | |
| 起業論 | 4 前 | | 2 | | | |
| 食品学 | 1 前 | 2 | | | | |
| 食品衛生学 | 1 後 | 2 | | | | |
| 食品関連法規 | 2 前 | 1 | | | | |
| 食文化論 | 3 前 | 2 | | | | |
| 食品加工学 | 3 前 | | 2 | | | |
| 食品加工学実習 | 3 後 | | 2 | | | |
| フードサービス産業論 | 1 後 | 1 | | | | |
| ホスピタリティ論 | 1 後 | 1 | | | | |
| ホスピタリティサービス演習 | 3 通 | | 2 | | | |

| | | | | | | |
|------------|------------|---------------|-----|-----|----|---|
| | | 調理学 | 1 後 | 2 | | |
| | | 調理学実習 I | 2 前 | 4 | | |
| | | 調理学実習 II | 2 後 | 4 | | |
| | | 商品開発実習 | 4 前 | | 2 | |
| | | 臨地実習 I | 2 通 | 8 | | |
| | | 臨地実習 II | 3 通 | 8 | | |
| | | 臨地実習 III | 4 前 | 4 | | |
| | | 小計 (44 科目) | — | 80 | 24 | 0 |
| 展開科目 | 考え方と発想力科目群 | 思考の整理学 | 2 前 | 2 | | |
| | | 異文化コミュニケーション | 2 後 | | 2 | |
| | | デザイン思考 | 2 後 | | 2 | |
| | | デザイン基礎演習 | 3 前 | | 2 | |
| | | カラーコーディネート | 3 後 | | 2 | |
| | | ユニバーサルデザイン | 4 前 | | 2 | |
| | 情報関連科目群 | 情報と社会 | 2 前 | 2 | | |
| | | 情報セキュリティ | 2 後 | 2 | | |
| | | リスクマネジメント | 3 前 | 2 | | |
| | | 情報ネットワークと知的財産 | 4 前 | 2 | | |
| | 地域関連科目群 | 地域学概論 | 1 後 | 2 | | |
| | | 地域と歴史 | 2 前 | | 2 | |
| | | 地域と観光 | 3 前 | | 2 | |
| | | 地域と文化 | 3 後 | | 2 | |
| | | 地域と産業 | 4 前 | | 2 | |
| | | 小計 (15 科目) | — | 12 | 18 | 0 |
| 科目 総合 | 卒業研究 | 4 通 | 4 | | | |
| | 小計 (1 科目) | — | 4 | 0 | 0 | |
| 合計 (72 科目) | | | — | 110 | 52 | 0 |